

国立大学法人東京農工大学環境・安全衛生委員会細則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(12)</u> 財務部施設整備課長</p> <p><u>(13)</u> その他次条に規定する委員長が必要と認めた者</p> <p>2 前項第6号及び<u>第13号</u>に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 委員会の事務は、環境安全管理センター運営規則第13条に規定する課等において処理する。</p>	<p>本則</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12)</u> 総務部長</p> <p><u>(13)</u> 財務部長</p> <p><u>(14)</u> 総務部総務課長</p> <p><u>(15)</u> (略)</p> <p><u>(16)</u> (略)</p> <p>2 前項第6号及び<u>第16号</u>に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(事務)</p> <p>第11条 <u>委員会及び小委員会</u>の事務は、環境安全管理センター運営規則第13条に規定する課等において処理する。</p>	

別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
(略)	(略)	(略)
温室効果 ガス対策 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・環境・安全衛生委員会委員長 ・環境安全管理センター副センター長 2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長 ・総務部総務課長、財務部財務課長、財務部施設整備課長 ・府中地区事務長、小金井地区事務長 ・環境安全管理センター専門職員 2人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項

別表

小委員会 名称	委員構成	所掌事項
(略)	(略)	(略)
温室効果 ガス対策 小委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・環境安全管理センター長 ・理事(総務・財務担当) ・環境安全管理センター副センター長 2人 ・府中地区総括管理者、小金井地区総括管理者 各1人 ・工学府・工学部環境・安全衛生委員会委員長及び農学府・農学部財務・環境委員会委員長 ・学務部長、研究国際部長、総務部長及び財務部長 ・総務部総務課長、財務部財務課長、財務部経理調達課長及び財務部施設整備課長 ・府中地区事務部事務長及び小金井地区事務部事務長 ・環境安全管理センター専門職員 1人 ・その他委員会が必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の企画及び立案に関すること ・地球温暖化対策計画の策定に関すること ・温室効果ガスの排出量の削減に向けた取組の検証に関すること ・地球温暖化対策報告の作成に関すること ・その他必要な事項

附 則 (細則第 18号)

この細則は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。